

職員の給与の男女の差異について（令和5年度実績）

特定事業主名：鳥取県鳥取市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8%
全職員	74.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	94.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	89.6%
26～30年	91.6%
21～25年	89.1%
16～20年	82.6%
11～15年	87.5%
6～10年	93.5%
1～5年	84.3%

3. 【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、一時的に任用する日額・時間額の職員は除く。
- ・女性職員においては、勤務時間等の影響により比較的給与額の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である任期付短時間勤務職員又は会計年度任用職員の割合が高い。
(「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、男性：23.2%、女性：76.8%)
- ・「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」の女性職員は、新型コロナウイルス感染症対応業務の終了による時間外勤務手当等の低減が男女の給与の差異へ影響した。
- ・扶養手当、住居手当を世帯主となっている男性に支給している場合が多いため、勤続年数別の差異に表れている。(各手当支給額のうち、男性支給割合：扶養手当78.3%、住居手当61.8%)

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。